

住宅版エコポイント について

国土交通省

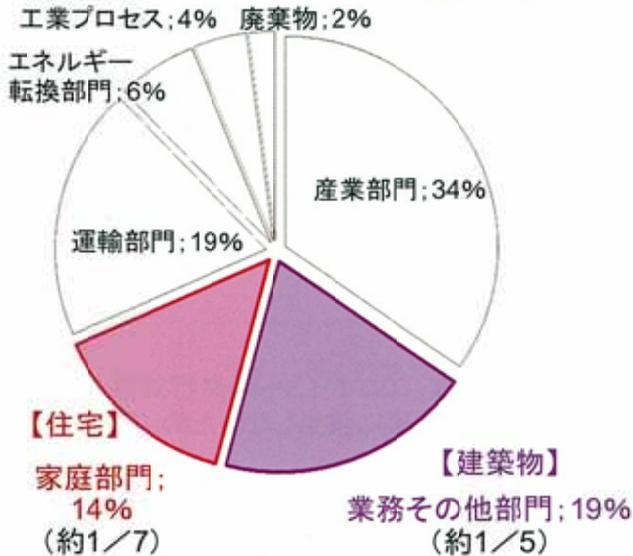
1. 制度創設の背景
2. エコポイントの発行対象
3. エコポイントの申請方法
4. エコポイントの交換について

1. 制度創設の背景

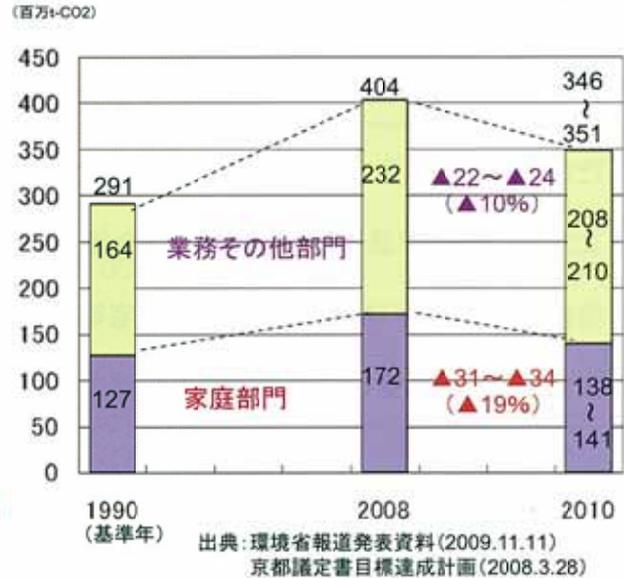
民生部門(家庭部門・業務その他部門)のCO2排出状況と2010年度目標

- ◇エネルギー起源CO2排出量のうち、「家庭部門」の占める割合は約14%となっている。
- ◇2008年度の「家庭部門」のCO2排出量は、1990年比で+35.4%増加。2010年度目標達成のためには、約31~34百万t-CO2の削減(2008年度比で▲19%)が必要。

●エネルギー起源CO2排出量の部門別構成比 (2008年度)



●民生部門(家庭部門・業務その他部門)のCO2排出量の削減見通し



1. 制度創設の背景

あした
「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)
(関連部分抜粋)

II 具体的な対策

2. 環境—地球温暖化対策と景気回復の両立を目指す

<「エコ消費3本柱」の推進>

環境性能の高い家電、自動車、住宅等の普及を促進し、家計の温暖化対策を加速するとともに、景気回復に貢献する。

(3)住宅版エコポイント制度の創設等

<具体的な措置>

○住宅版エコポイント制度の創設

・エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設

3. 景気—金融対策によって景気の下支えを行うとともに、デフレの進行に伴う実質金利上昇の下で抑制されている住宅投資・設備投資等への支援などにより景気回復を目指す。

<住宅投資>

(3)住宅版エコポイント制度の創設等(再掲)

→ 平成21年度第2次補正予算案

「住宅版エコポイント制度の創設」

国費1,000億円

(国土交通省、経済産業省、環境省の3省合同事業)

2. エコポイントの発行対象

エコポイントの発行対象

○エコ住宅の新築

平成21年12月8日～平成22年12月31日に建築着工※したもの

※根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手

○エコリフォーム

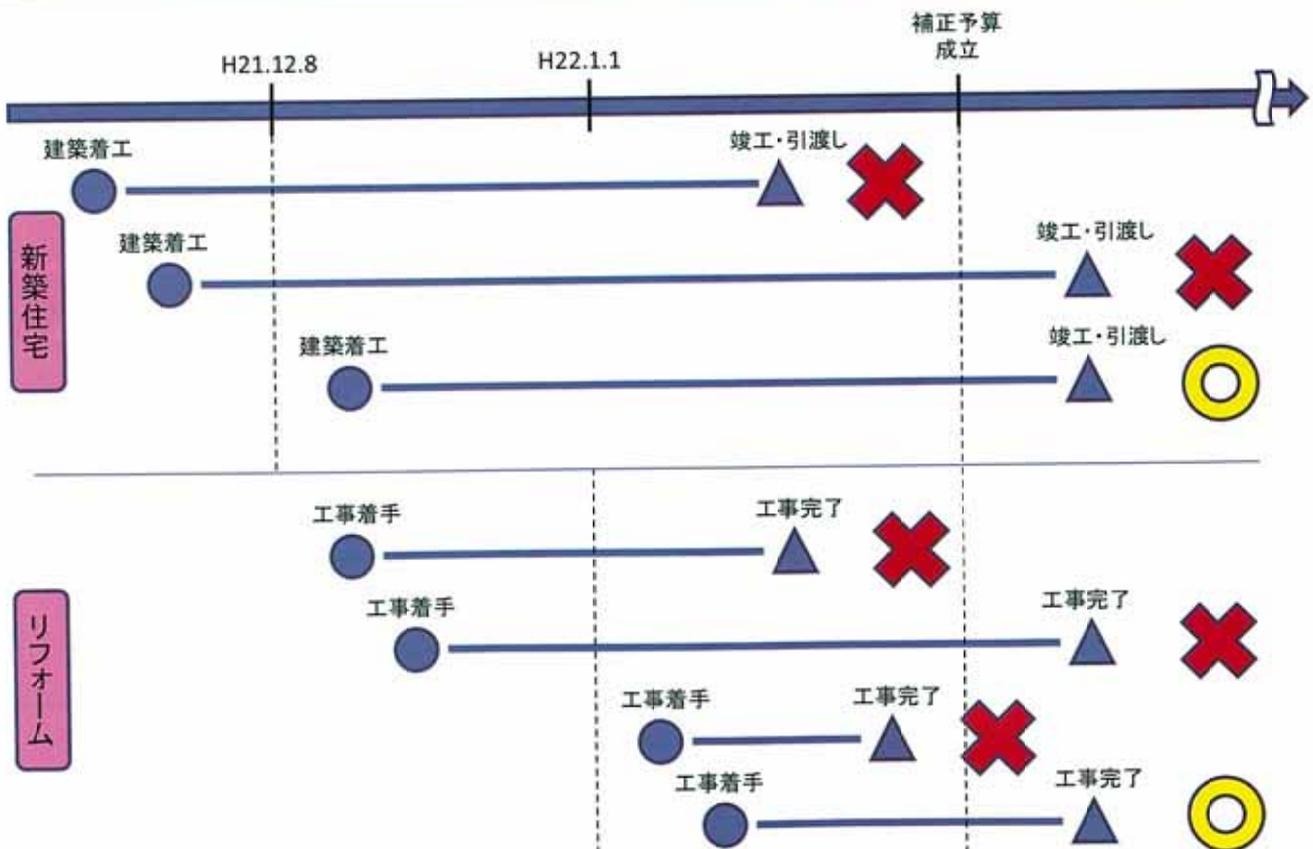
平成22年1月1日～平成22年12月31日に工事に着手※したもの

※ポイント対象工事を含む工事全体の着手

- ・ ただし、平成21年度第2次補正予算の成立日以降に工事が完了し、引き渡されたものが対象
- ・ エコポイントの申請期限については、今後公表予定。
- ・ 持家・借家、一戸建ての住宅・共同住宅等の別によらず対象
- ・ 国からの補助を受けて窓や壁等の断熱工事を行っている場合は、エコポイントの発行対象外（高効率給湯器や太陽光発電設備等については、ポイント対象工事に該当しないため、これらに対する補助を受けていても、エコポイントの発行対象になる）
- ・ 税制特例や融資の優遇を受けることは可能

4

2. エコポイントの発行対象



5

対象となる工事(エコリフォーム)

省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号))に基づく省エネ判断基準(平成11年基準)に規定する断熱性能に適合するよう行う断熱改修

① 窓の断熱改修 (ガラス交換、内窓の新設、窓交換)

又は

② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

+ ①又は②の改修工事とあわせて実施

③ バリアフリー改修

(手すりの設置、屋内の段差解消、通路又は出入り口の幅の拡張)

※ それぞれの工事がポイントの発行対象になります。

6

対象となる工事(エコ住宅の新築)

① 省エネ法に基づく「トップランナー基準※」相当の住宅

※省エネ法に基づく住宅事業建築主の判断の基準

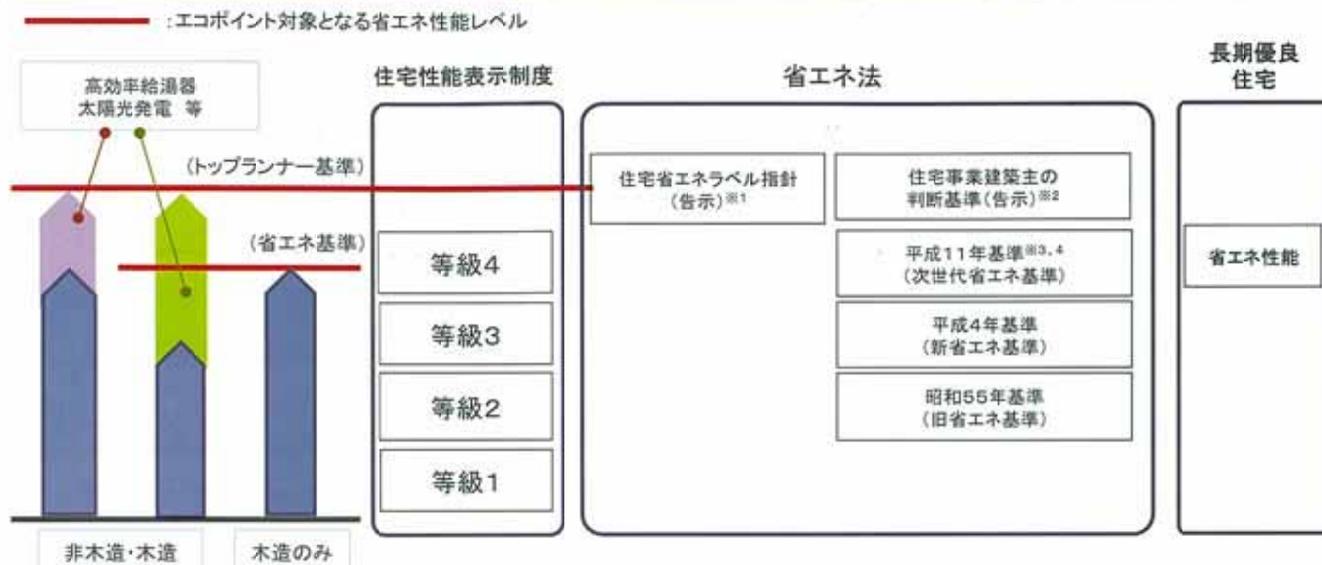
又は

② 省エネ基準を満たす木造住宅

基準に適合することについて登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明を受ける必要がある。

7

エコ住宅の省エネ性能基準の考え方



【省エネ性能基準関連】

- ※1 住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空調設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針(平成21年国土交通省告示第634号)
- ※2 特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準(平成21年経済産業省・国土交通省告示第2号)
- ※3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号)
- ※4 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成18年国土交通省告示第378号)

【長期優良住宅関連】

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)
- 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)

【住宅性能表示制度関連】

- 日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)

8

トップランナー基準

トップランナー基準(戸建て住宅)

告示: 特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準

トップランナー基準で求める水準は、省エネ判断基準を満たす断熱性能を有する住宅に、一般的な設備を備えた場合のエネルギー消費量と比べて、概ね10%の削減に相当するものです。

例えば

- ① 省エネ判断基準を満たす外壁、窓等と高効率給湯設備(併せて節湯器具を設置)
- ② 省エネ判断基準を満たす外壁、窓等と熱交換型換気設備や高効率空調設備
- ③ 省エネ判断基準を満たす外壁、窓等と太陽光発電設備
- ④ 省エネ判断基準を超える高い断熱性能を有する外壁、窓等

を備えた住宅などが、考えられます。

一戸建ての住宅の場合の基準 : <http://www.mlit.go.jp/common/000038504.pdf>

共同住宅等の場合の基準 : <http://www.mlit.go.jp/common/000056089.pdf>

9

省エネルギー基準(平成11年基準)

省エネルギー基準
(平成11年基準)

告示:住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準

<住宅の省エネルギー措置の水準を**性能**で定めているもの>

(告示で定めている主な事項)

- ・住宅の暖冷房エネルギー消費量の指標である「年間暖冷房負荷」
- ・住宅の断熱性の指標である「熱損失係数(Q値)に関する基準」
- ・夏期の日射遮蔽の程度を示す「日射取得係数に関する基準」

省エネルギー基準は
・性能規定
・仕様規定
により構成されています。

告示:住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針

<上記の基準を満たす住宅の**仕様**を定めているもの>

(告示で定めている主な事項)

- ・断熱構造とすべき住宅の部位(どの部分を断熱構造とすればいいのか)
- ・部位ごとの断熱性能の基準(熱貫流率、熱抵抗値等)(断熱材や開口部の断熱サッシ、断熱ガラスなどの仕様等)

※本指針によった住宅であれば、その建物としての性能値は上記の建築主の判断の基準の定める水準に適合する。

! どちらの告示(基準又は指針)を使って頂いてもかまいません

10

第三者機関による証明方法

①省エネ法に基づくトップランナー基準相当の住宅

- 住宅省エネラベルの適合証 (登録建築物調査機関)
- エコポイント対象住宅証明書 (登録住宅性能評価機関)※

※住宅版エコポイント制度の実施のために新たに実施

②省エネ基準を満たす木造住宅

- 設計住宅性能評価・建設住宅性能評価(省エネ等級4)
(登録住宅性能評価機関)
- 長期優良住宅の認定通知書 (特定行政庁)
又は 適合証 (登録住宅性能評価機関)
- 住宅省エネラベルの適合証 (登録建築物調査機関)
- フラット35S 適合証明書(省エネルギー性) (適合証明機関)
- エコポイント対象住宅証明書 (登録住宅性能評価機関)※

※住宅版エコポイント制度の実施のために新たに実施

11

3. エコポイントの申請方法

住宅の所有者がエコポイント事務局(別途、公募により選定する)に対して、

- ・事務局が各都道府県に設けた受付窓口における申請
- ・事務局への郵送による申請

のいずれかの方法により申請。

※ 個人・法人によらず、また、建築主・購入者によらず、申請が可能

※ 新築住宅を対象としてポイント発行申請ができるのは1住戸につき1回のみ

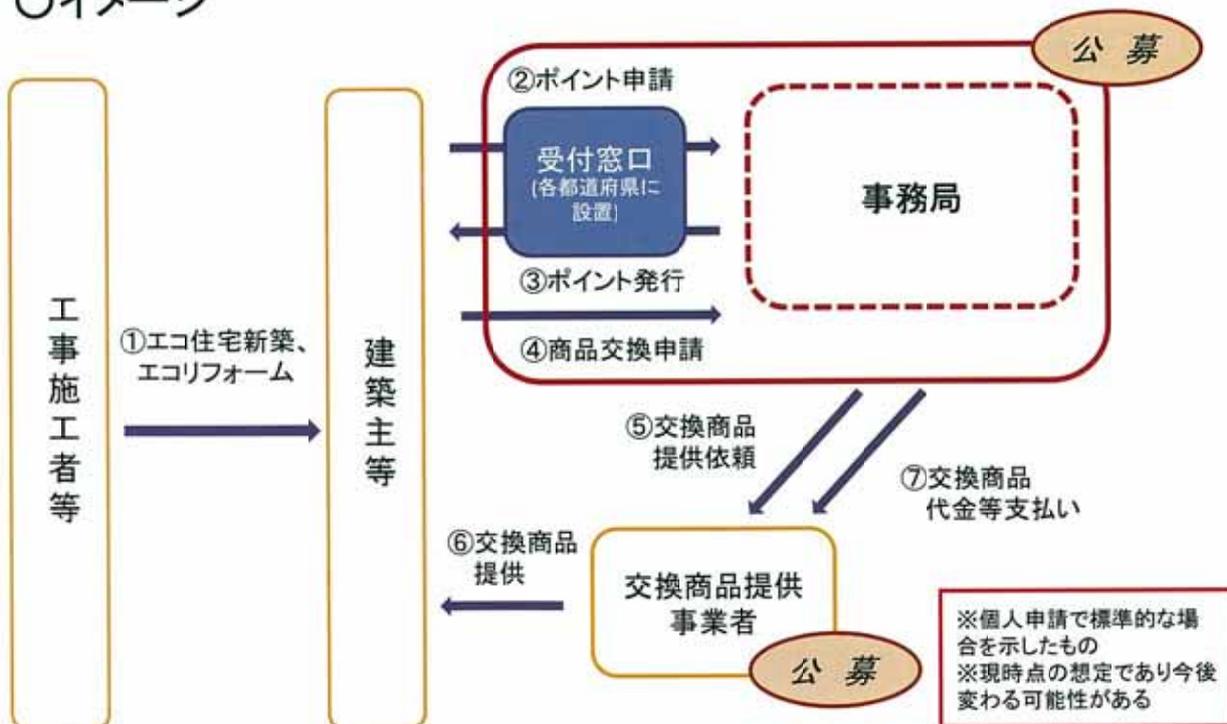
○イメージ



12

エコポイントの申請・発行、商品交換の流れ

○イメージ



13

申請に必要な書類

必要な省エネ性能を満たしていることを証明する書類

Ex. ガラスメーカーが発行する性能証明書(窓の断熱改修)、
住宅性能評価書等(エコ住宅の新築) 等

工事が行われたことを証明する書類

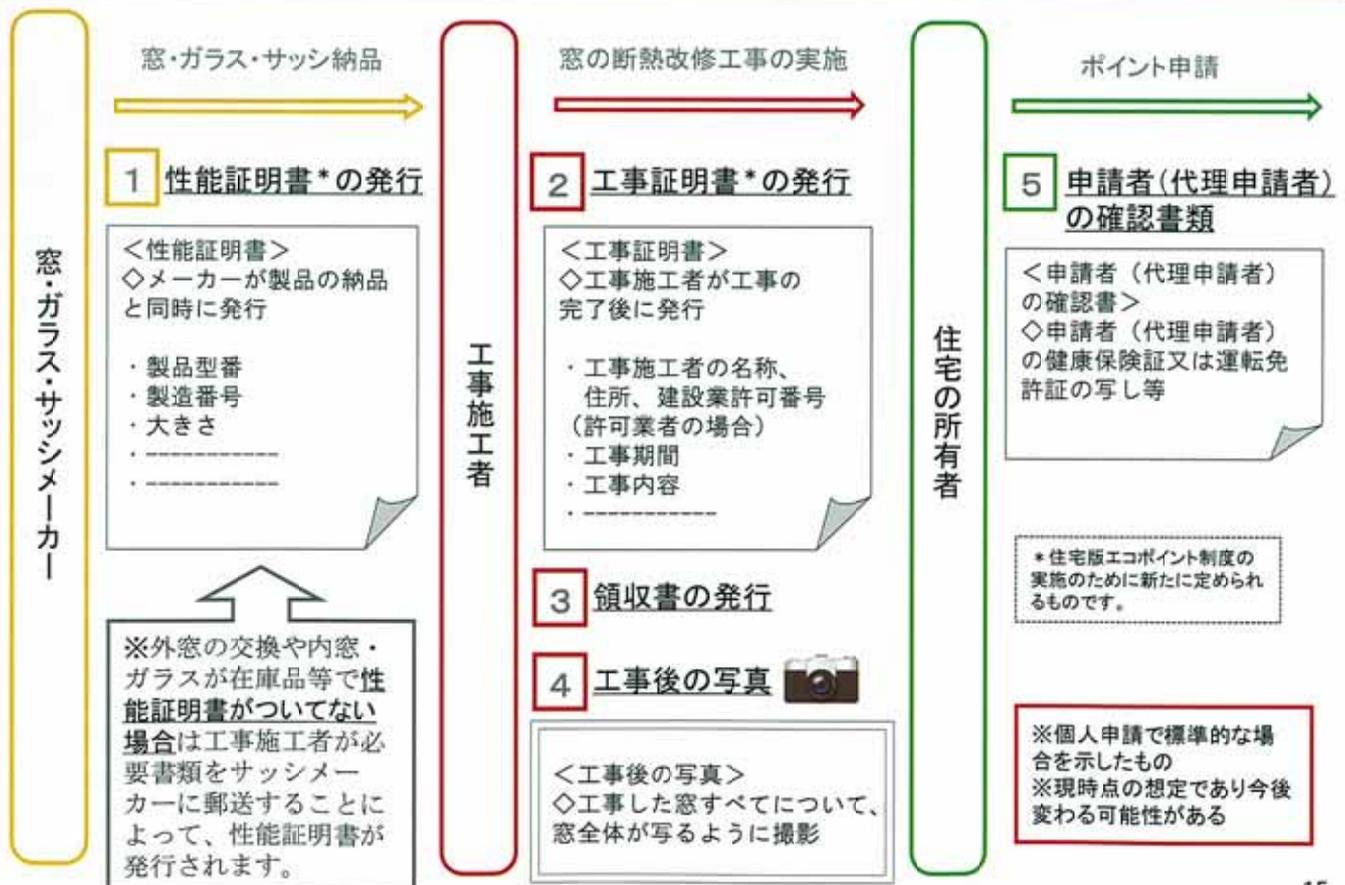
Ex. 工事施工者が発行する工事証明書、
領収書、工事現場写真 等

申請者の本人確認書類

Ex. 健康保険証、運転免許証の写し 等

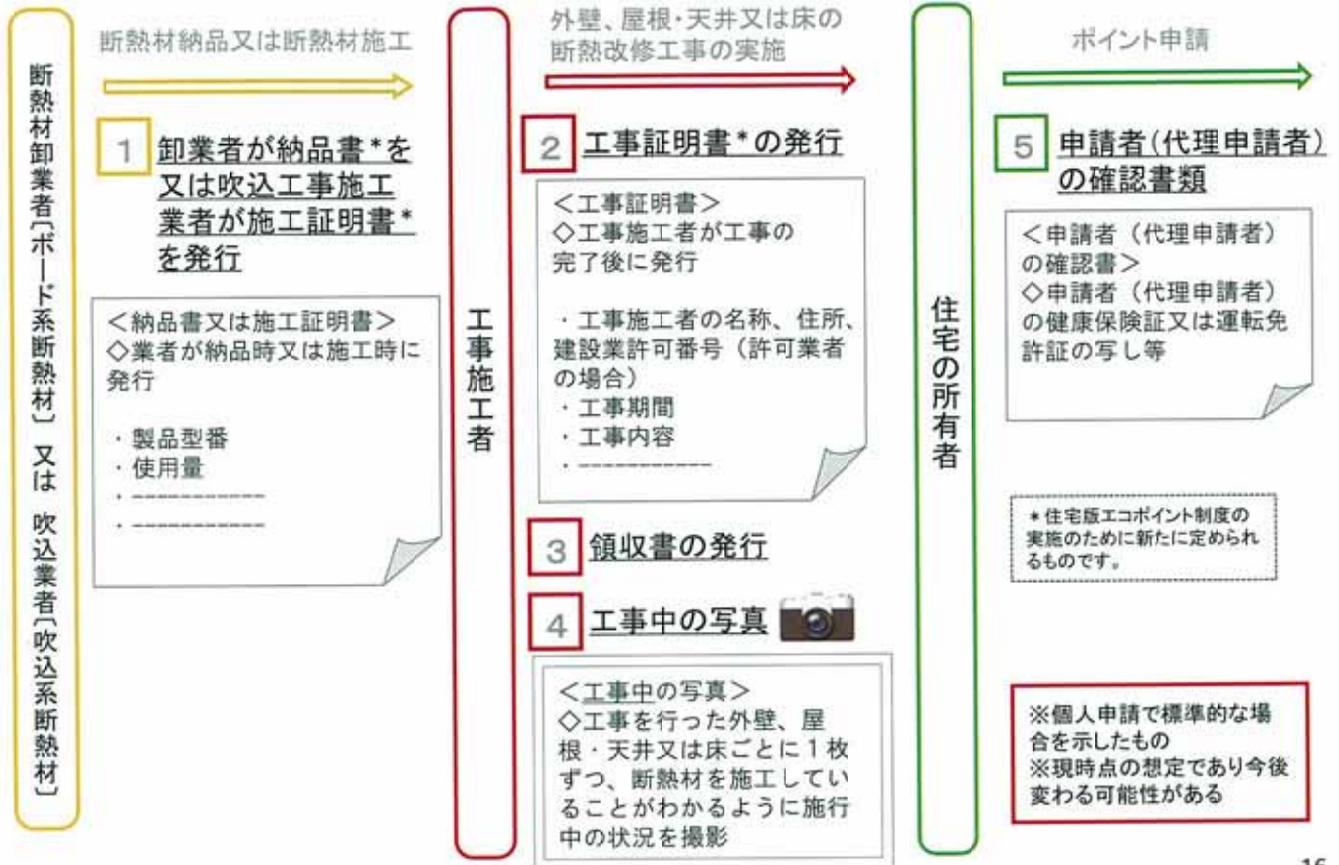
14

申請書類【窓の断熱改修の場合】



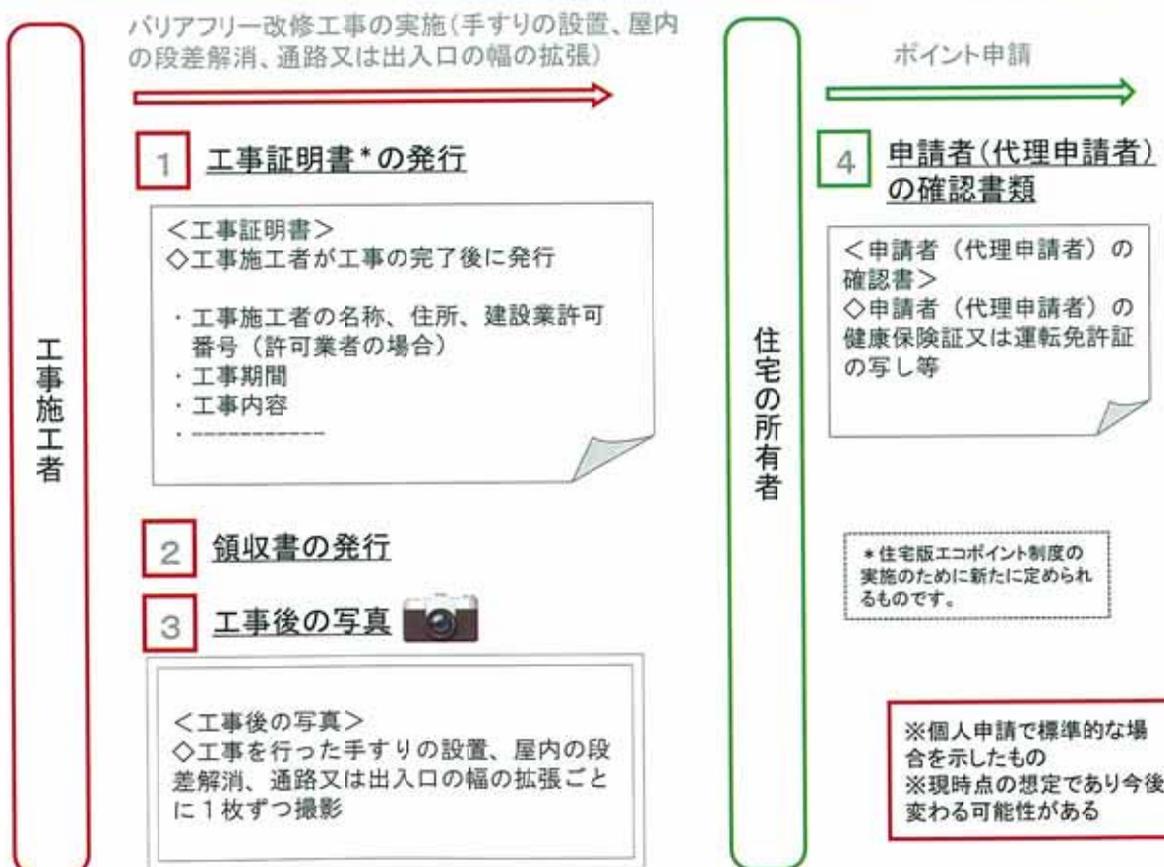
15

申請書類【外壁・屋根・天井又は床の断熱改修の場合】



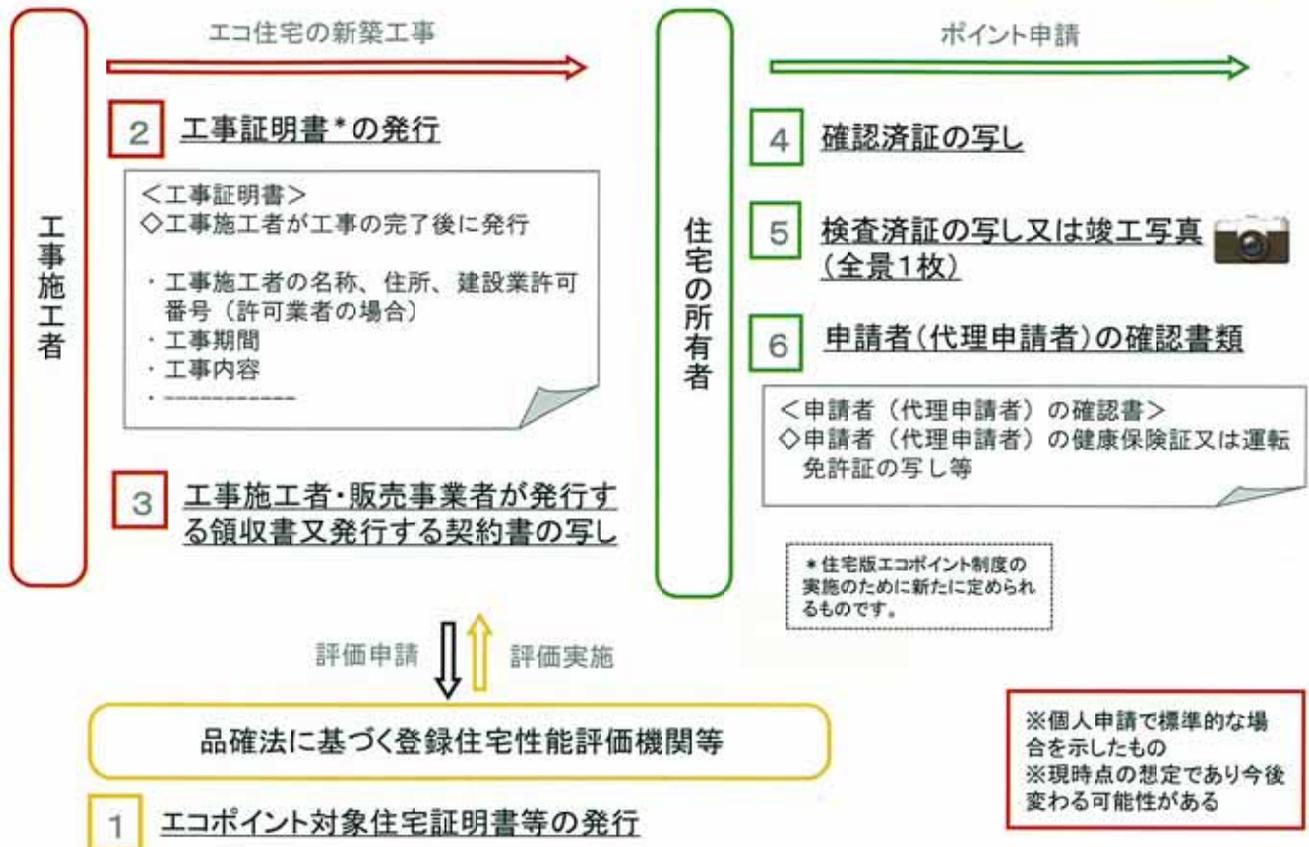
16

申請書類【断熱改修に併せてバリアフリー改修を行う場合】



17

申請書類【エコ住宅の新築を行う場合】



18

4. エコポイントの交換について

以下のような商品等を中心に選定する方針

- ① 省エネ・環境配慮に優れた商品
- ② 全国で使える商品券・プリペイドカード（商品の提供事業者が環境寄付を行うなど環境配慮型のもの、公共交通機関利用カード）
- ③ 地域振興に資するもの（地域商品券、地域産品）
- ④ 環境寄附

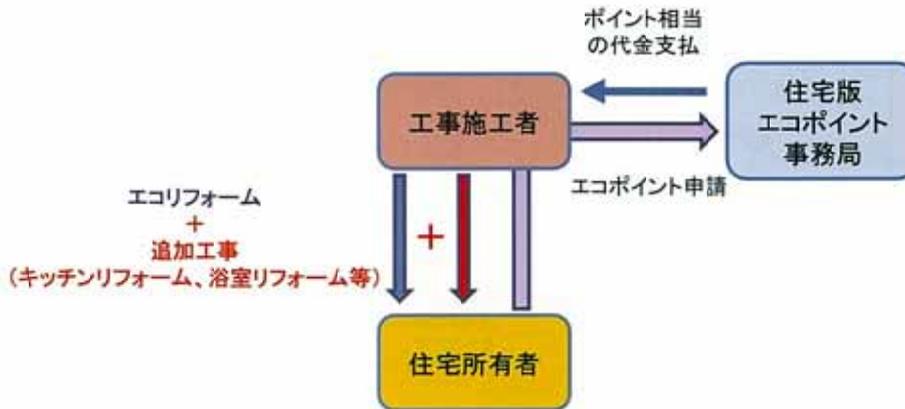
※住宅版エコポイントは、家電エコポイントに比べ、発行されるポイント数も大きくなることから、さらに交換対象を多様化する予定

19

ポイントの即時交換について(検討案)

取得したエコポイントの交換対象として、一体的に実施する他の工事にポイントを充当

【エコリフォームの場合】



※個人申請で標準的な場合を示したもの
※現時点の想定であり今後変わる可能性がある

20

おわりに

住宅版エコポイントについての相談窓口

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

TEL:03-3261-9358

10:00~12:00 13:00~17:00 (土日・祝日も受付)

住宅版エコポイントに関するHP

国土交通省ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/>

21